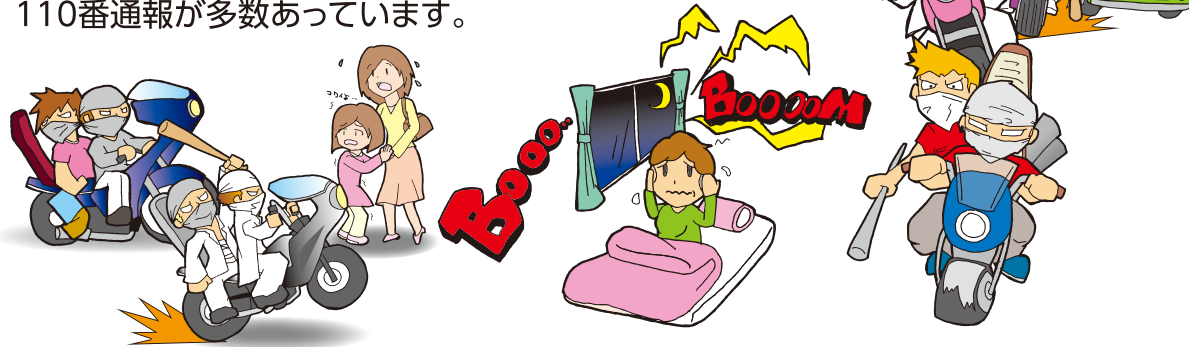


# 「暴走族」みんな迷惑しています

うるさい!  
眠れない!  
危ない!  
こわい!



熊本県内では、「うるさくて眠れない」、「道路一杯に広がっている」、後続車が渋滞している、「蛇行運転など荒い運転をしていて危険だった」などの、暴走族や暴走行為に関する110番通報が多数あります。



## 暴走行為に手を染めれば...

集団暴走行為は、道路交通法の**共同危険行為等の禁止**に違反します。



「その場から逃げられれば捕まらない。」と思っても、警察は、県民の声に応えるべく、あらゆる捜査を尽くして、犯人の逮捕、検挙を行っています。

**逃げ得は絶対許さない!!**



## 集団暴走で検挙されれば... 2年間免許がとれなくなります...



集団暴走をして検挙された者の『経験談』...

「2年間運転免許がとれず、そのせいで仕事に就くことができませんでした。軽い気持ちでやりましたが、本当に後悔してます。」

## 厳しい罰則! おもしろ半分のみせえが...

集団で暴走行為を行った場合  
(同乗者も同罪)

・2年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
・違反点数25点(2年間免許がとれない!)

警察官やパトカーの取締りを妨害した場合

・3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金

乗車中、鉄パイプを振り回すなどの行為を行った場合

・5万円以下の罰金

暴走行為を行っている者に対し「あおり行為」を行った場合

・10万円以下の罰金



このほかにも、暴走族に適用される数多くの法律や罰則があります。

## 「あおり行為」も犯罪です!

興味本位で暴走族を見に行き、暴走行為をしている者に対して「あおり行為」をすれば、犯罪になります。

※「あおり行為」とは...  
暴走行為を助長する目的で、声援、拍手、手振りをするなどのほか、カメラでフラッシュを使って撮影することなども含まれます。



熊本県警では、あおり行為の取締りも強化しております。過去には逮捕者も出ています。興味本位でも絶対にしないこと!